

介護保険料金表

区分		基本単位数	一割負担	二割負担
介護	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 1 (20分未満)	313 単位/回	313 円	626 円
	20分以上/週1回の訪問を含むこと			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 2 (30分未満)	470 単位/回	470 円	940 円
	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	821 単位/回	821 円	1,642 円
	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 4 (1時間以上90分未満)	1,125 単位/回	1,125 円	2,250 円
介護予防	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 1 (20分未満)	302 単位/回	302 円	604 円
	20分以上/週1回の訪問を含むこと			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 2 (30分未満)	450 単位/回	450 円	900 円
	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	792 単位/回	792 円	1,584 円
	<input type="checkbox"/> 訪問看護 I 4 (1時間以上90分未満)	1,087 単位/回	1,087 円	2,174 円
<input type="checkbox"/> 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬				
<input type="checkbox"/> ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するもの		単位数の90%		
<input type="checkbox"/> ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住するもの(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)				
<input type="checkbox"/> ②上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合		単位数の85%		
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 イ及びロ		3 単位/回	3 円	6 円
利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における、看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に行う等の要件を満たし、都道府県知事等に届け出たステーションが訪問を行った場合。				
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 ハ.		50 単位/月	50 円	100 円
要件を満たし、都道府県知事等に届け出たステーションが訪問を行った場合。				
<input type="checkbox"/> 初回加算(新規利用者 月1回)		300 単位/月	300 円	600 円
過去2年間に、当ステーションから訪問看護の提供を受けていない場合で、新たに看護計画を作成した場合。				
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算		600 単位/回	600 円	1,200 円
入院(入所)中に、主治医や看護師と訪問看護ステーションの看護師が、共同で療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。				
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算(月1回)		250 単位/月	250 円	500 円
訪問介護事業所の訪問介護職員等に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合。介護予防は対象外。				
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算(月1回)		300 単位/月	300 円	600 円
算定日が属する月の前6か月において①緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数÷実利用者の総数が50%以上 ②特別管理加算を算定した実利用者数÷実利用者の総数が30%以上、かつ算定日が属する月の前12月間において③ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上算定している場合。				
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算(I)		600 単位/月	600 円	1,200 円
ターミナルケア加算の算定者5名以上(12カ月間)				
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算(II)		300 単位/月	300 円	600 円
ターミナルケア加算の算定者1名以上(12カ月)				
介護予防	<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算(月1回)	300 単位/月	300 円	600 円
	算定日が属する月の前6か月において①緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数÷実利用者の総数が50%以上 ②特別管理加算を算定した実利用者数÷実利用者の総数が30%以上、かつ算定日が属する月の前12月間において③ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上算定している場合。			

<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅰ）	500 単位/月	500 円	1,000 円	
<p>・胃チューブ留置（経鼻・胃ろう）、腹膜透析、気管切開・気管カニューレ（永久気管孔を含む）、膀胱留置カテーテル、PTCDなど（種々ドレーンなどの留置）、輸液用ポート、数日間継続的に行っている、サーフロによる点滴等 * 以上の状態に者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合。</p>				
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅱ）	250 単位/月	250 円	500 円	
<p>①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態。 ②人工肛門又は人口暴行を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 * 以上の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合</p>				
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算	574 単位/月	574 円	1,148 円	
<p>利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画的に訪問することになっていない緊急の訪問を行う場合。</p>				
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算 利用者が在宅で死亡した場合	2,000 単位/月	2,000 円	4,000 円	
<p>利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。</p>				
<input type="checkbox"/> 早朝・夜間加算 早朝：午前6時から午前8時 夜間：午後6時から午後10時の訪問の場合	単位数の25%			
<p>早朝・夜間の訪問を行った場合。</p>				
<input type="checkbox"/> 深夜加算 深夜：午後10時から午前6時の訪問の場合	単位数の50%			
<p>深夜の訪問を行った場合。</p>				
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算（看護師等2人）	30分未満	254 単位/回	254 円	508 円
	30分以上	402 単位/回	402 円	804 円
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算（看護師等と看護補助者）	30分未満	201 単位/回	201 円	402 円
	30分以上	317 単位/回	317 円	634 円
<p>同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合。（利用者やその家族などの同意のうえ） ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合。</p>				
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	300 単位/回	300 円	600 円	
<p>特別管理加算の対象利用者について、1時間30分以上の訪問看護実施した場合。</p>				
<input type="checkbox"/> サービス提供地域以外で訪問看護を行う場合の交通費	<p>南国市、土佐市、いの町（市街）については 往復100円とする。</p>			